

ODAの点検と改善 2007

～より質の高いODAを目指して～

平成20年4月

外務省

## はじめに

途上国の安定と発展のために協力していくことは、我が国自身にとっても利益であり、我が国の外交政策にとって重要な課題です。本年我が国はG8議長国であり、4月の開発大臣会合を皮切りに、5月には横浜において第4回アフリカ開発会議(TICAD IV)を、7月には北海道洞爺湖サミットを主催します。国際社会は今、地球規模の課題の解決とミレニアム開発目標の達成に向け、一致して取り組んでいるところです。我が国としても、貧困削減、気候変動、感染症などの保健問題、教育・水・衛生など様々な開発課題に対して率先して取り組み、国際社会を主導する役割が求められています。

また、国内に目を転じれば、本年10月には国際協力機構(JICA)が国際協力銀行(JBIC)のODA部門を承継し、技術協力・無償資金協力・有償資金協力の3援助手法を一元的に実施する援助実施機関(新JICA)が誕生します。新JICAの統合効果が最大限発揮されるとともに、国際競争力のある援助が展開できるよう、外務省と関係機関の間で鋭意準備を進めているところです。

このように、内外において我が国のODAは大きな節目を迎えている中、国際社会の援助需要に迅速かつ効果的に対応していくためには、ODAの質の向上や効率化の推進のための不断の努力が求められます。国内の有識者の方々からも、ODAの「選択と集中」と質の改善、さらには国際協力の担い手との広範な連携を進めるべきであるとの多くの声を頂いています。

このような問題意識の下、外務省は、2007年に行われたODAの日々の改善のための努力を総覧するとともに、今後取り組むべき課題を示した、「ODAの点検と改善2007」を取りまとめました。「点検と改善」は今回で3回目となりますが、外務省はこの「点検と改善」のプロセスを今後も定期的に続けていく考えです。

残念ながらODA実績・ODA予算ともに削減傾向が続く中ではありますが、外務省としては、今回とりまとめた諸施策を着実に進めることで、ODAの日々の改善を進め、質・量ともODAを充実させていくべく努めて参ります。国民の皆様のご理解を頂ければ幸甚です。

# 目次

## [巻頭]ポイント

### 1. 戦略的なODAの実施のための援助政策の企画・立案

(1)「点検と改善2006」以降の進展 …………… 1

(2)今後の取組 …………… 5

### 2. コスト縮減や業務内容の改善を通じた事業の効率化

(1)「点検と改善2006」以降の進展 …………… 9

(2)今後の取組 …………… 12

### 3. チェック体制の拡充と国民理解の促進

(1)「点検と改善2006」以降の進展 …………… 15

(2)今後の取組 …………… 17

## **【別添資料】**

1. NGO連携タスクフォースの提言 …………… 19

2. ODAコスト総合改善プログラム …………… 21

## 1. 戦略的なODAの実施のための援助政策の企画・立案

### (1) 「点検と改善2006」以降の進展

#### ① 戦略的なODAの実施体制の整備・運用

##### ✓ 海外経済協力会議を頂点とするODA戦略の審議

平成18年4月に設置された海外経済協力会議において、我が国の海外経済協力に関する重要事項が機動的かつ実質的に審議され、戦略的な海外経済協力の効率的な実施が図られてきている。平成19年中に海外経済協力会議は7回開催され、ODAの量及び質を巡る課題、対日理解の促進、アフリカ、環境、平和構築、アフガニスタン、中東に関する海外経済協力について審議され、ODA政策の企画・立案の指針とされた。(首相官邸ホームページ：<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kaigai/index.html>)

##### ✓ 「国際協力に関する有識者会議」による中間報告の提出

国際協力に知見を有する有識者の声を政策に反映させるため、外務大臣からの諮問を受け、国際協力の基本政策について幅広い視点から討議及び提言を行い、戦略性と効率性を重視した国際協力を促進することを目的として、「国際協力に関する有識者会議」が設立された(平成19年3月第1回会合開催。)。平成19年中に6回の会合を重ね、平成20年1月、中間報告が提出された。(外務省ODAホームページ：<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/seisaku/yushikisya.html>)

##### ✓ 国際機関等を通じた援助の戦略的対応

主要な国連機関の長および次長レベルの幹部の訪日や、国連機関との年次協議開催等の機会を捉えて、国連機関との政策対話を行い、我が国の方針が各機関の政策や事業実施に反映されるよう働きかけを実施した。また、案件形成段階においても、国際機関を通じた援助と二国間の援助の間の効果的な連携を追求し、実施に反映させるようにしている。

平成19年度予算における国際機関への任意拠出金について、国際協力局の下に大部分の機関への拠出金が一元化されたことを活かし、ODA予算全体の削減、円安の影響など厳しい状況の中、我が国の政策の反映度合いや邦人職員人事への配慮度合いを考慮して、メリハリをつけた配分を行った。

財務省が所管する国際開発金融機関(MDBs)の「日本基金」の運用に関し、我が方在外公館との事前協議の徹底・強化のため、在外公館担当者のリストを作成しMDBs側と共有した。

## ✓ 新JICAの設立に向けた組織・業務の詳細設計

平成20年10月の新JICA設立に向け、業務面の一体化、組織面の一体化、人事制度の一本化、現場主義に根ざした海外事務所体制、統合による効率化効果を柱として検討を進めた。

## ② 「選択と集中」の推進と国別援助計画の整備

### ✓ 「国際協力重点方針・地域別重点課題」の策定

海外経済協力会議の結果やODA大綱・中期政策と国別援助計画を踏まえつつ、外交政策を踏まえた国際協力を推進するために、平成19年度より「国際協力重点方針・地域別重点課題」の策定を開始した。これを関係省庁、実施機関と共有し、ホームページで公表した。またこれを在外公館に提示し、政策と実施の一貫性の担保を図った。(外務省ODAホームページ: <http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/seisaku/index.html>)

### ✓ 国別援助計画の整備

向こう5年間の新規策定及び改定作業に関する工程表を平成19年7月に改定し、外務省ODAホームページ上で公開した。(外務省ODAホームページ: [http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/seisaku/enjyo/5\\_yotei.html](http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/seisaku/enjyo/5_yotei.html))

## ③ 援助手法間の連携、「プログラム化」の推進

### ✓ 「プログラム化」の推進

被援助国に対する要望調査において、援助手法間の連携と、援助プロジェクトを相互に連携させて効果向上を図るためのプログラム化の重要性を説明しつつ、協力プログラムの質の向上を促した。これに対して、現地のODAタスクフォースからは、約50件の「優良プログラム」の自薦があった。

### ✓ 事業展開計画（ローリングプラン）の導入

JICA及びJBICとの協働により、有償資金協力、無償資金協力及び技術協力の中長期的な候補案件を網羅し当該国における事業の展開状況及び予定を把握するための事業展開計画を作成し、相手国政府との協議に活用することとした。平成19年度より逐次全ODA対象国について作成を開始した。

### ✓ 新JICA設立を見据えた案件の形成・準備段階の業務手順の確立

新JICAは技術協力、有償資金協力及び無償資金協力の3援助手法を一元的に実施する機関として、各援助手法の連携を強化し、援助プログラムを効率的に形成・実施できるようになることが期待されている。なお、新JICAにおいては、有償資金協力勘定において、有償資金協力事業と一体的に行われる関連事業を調査研究または附帯業務として

実施することにより、円借款の迅速化及び開発効果の増大を図るための経費を増額することとした。有償資金協力勘定の調査研究または附帯業務の例としては、有償資金協力事業の準備段階として必要となる各種調査や計画の策定等が含まれる。

#### ✓ ファスト・トラック制度の有効活用

大規模自然災害への支援や平和構築支援などの緊急性の高い事業を、簡素化された手続により迅速に計画・実施するための制度として、JICAではコンサルタント選定手続の簡素化等を内容とする「ファスト・トラック制度」を平成17年度より導入している。平成20年2月現在、同制度が適用された案件は以下の8件である。

- パレスチナ支援(フェーズ1:平成17年7月、フェーズ2:平成18年9月)
- スーダン支援(平成17年11月1日)
- パキスタン地震復興支援(平成17年12月12日)
- インドネシア・ジャワ島中部地震災害復興支援(平成18年7月)
- フィリピン・ミンダナオ島紛争影響地域復興・社会開発支援(平成18年12月)
- コンゴ民主共和国支援事業(平成19年3月)
- ペルー太平洋岸地震災害復興支援(平成19年11月)
- バングラデシュ・サイクロン災害復興支援(平成20年1月)

### ④ 分野別戦略の拡充

#### ✓ 分野別情報ポータルサイトの開設

平成19年4月、分野別開発政策の推進のため、外務省ODAホームページ内の分野別開発政策ホームページを全面的に刷新した。各分野を巡る国際潮流、日本の取組、関連資料、リンクをリニューアルし、それぞれの概況をはじめ各ドナーとの連携や関連の報告書を掲載した(外務省ODAホームページ:<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/bunya/index.html>)。また、平成19年11月には英語版(<http://www.mofa.go.jp/policy/oda/sector/index.html>)を新たに開設した。

また、これに加え、本省と現地ODAタスクフォースをはじめ、関係者間での情報共有を促進させ、知見を蓄積させる観点から、タスクフォース関係者からの質問、問題提起、情報提供等に対し、外務省が回答し、そのやりとりを共有する「分野別オンライン・サポート」を開設した。

#### ✓ 分野別の政策の発信力強化

国際協力局の下で、分野別戦略を拡充すべく、保健及び気候変動に関するタスクフォースを設置した。このうち保健分野においては、平成19年11月25日に高村外務大臣が「国際保健協力と日本外交－沖縄から洞爺湖へ－」と題する政策演説を行い、G8北海道洞爺湖サミットに向けた我が国の保健分野の取組の方針を打ち出した。また水と衛生の分野についても同様に、平成20年2月22日に高村大臣が「貴重な水の有効利用のために－安全な水と衛生施設へのアクセス拡大に向けて」と題する政策演説を行った。

## ⑤ オール・ジャパンとしての国際協力の取組の推進

### ✓ 経済団体との連携推進

ODAに関する日本経団連や日本貿易会等の提言も踏まえ、これら経済団体との意見交換会を定期的実施し、ODAに関する経済界の問題意識の吸収に努めた。そうした問題意識は、円借款の迅速化(P.10 に後述)等の施策や「国際協力に関する有識者会議」中間報告に反映された。

TICADIVも念頭に置きつつ、経済状況、援助需要及び日本企業からの投資需要の調査を目的とした官民合同ミッションがアフリカ(アンゴラ及び南アフリカ共和国)に派遣され、地雷除去等の分野における官民連携が模索された。

### ✓ グッド・プラクティス(成功事例)の選定と業務の指針化

これまで我が国が実施してきている技術協力事業において具体的な官民連携の事例が積み重ねられてきているところ、そうした案件の中からグッド・プラクティスを選定し、省内関係部局及び在外公館と共有することで、案件形成にあたっての指針とした。

#### 【案件1】タイ自動車裾野産業人材育成プロジェクト

日本企業(トヨタ、日産等)及び日本政府が資金及び人材を出し合い、官民が連携してタイの自動車裾野産業の育成に係る技術協力を実施。タイの自動車部品製造等の技術力が向上することが期待される。

#### 【案件2】サウジアラビア自動車技術高等研修所計画プロジェクト

日本及びサウジアラビア両政府の協力の下、日本自動車工業会及びサウジアラビア日本輸入代理店協会が設立したサウジ・日本高等自動車技術研修所(SJAH)に対し、サウジアラビア自動車整備技師を自動車整備業界へ輩出することを目的とした技術協力を実施。本協力によりSJAHを卒業した学生は、卒業後3年間、日本車を輸入販売する現地自動車販売代理店で働く契約となっており、サウジアラビア人自動車整備工の能力が向上することによって日本車整備の環境が改善されることが期待される。

### ✓ NGOとの連携強化

外務省・NGO定例協議会(全体会議、ODA政策協議会及び連携推進委員会の計年7回)を定期的開催し、NGOとの意見・情報の共有を進めた。「国際協力に関する有識者会議」中間報告作成にあたっては市民社会との意見交換会を実施するとともに、外務省ホームページを通じて骨子案に意見を募集した。さらに、NGO側からの意見を参考に、NGO・市民社会等が国別援助計画に対し意見を提出しやすくなるよう、パブリック・コメントや意見交換会の実施、並びに各国別援助計画の策定現況の周知方法につき、外務省ODAホームページ上に明記した。

### ✓ G8サミット及びTICADIVに向けた全員参加型の政策立案

外務省では、平成20年のG8北海道洞爺湖サミット及び第4回アフリカ開発会議(TICADIV)の開催に向け、NGOとの意見交換の場を設定するなど、政策立案の段階から個別分野毎に市民社会からの参加を得て、全員参加型の手法をとってきている。



## (2) 今後の取組

### **① 新JICA設立に向けた体制整備**

平成20年10月の設立に向けて、新JICAの新たな体制の整備と組織文化の創造に努めるとともに、ODAの管理運営能力の強化を図る。特に「効率性・機動性」(シンプルで合理的な意思決定と機動的で迅速な実施のメカニズム)、「相乗効果」(3つの援助手法の有機的な連携の重視)、「一体感」(一体感をもって仕事に取り組める組織の実現)を原則とし、以下の点にも留意しながら、新JICAの組織・業務設計を進める。

#### ✓ 地域を中心とした体制の確立

地域担当部が中心となって、各国・地域毎に3つの援助手法間の有機的な連携を図りつつ、援助を一元的に実施する。

#### ✓ 新JICAの調査・研究機能及び発信力の強化

ODAの一元的な実施機関として、ODAを効果的に展開するために必要な調査・研究機能を強化する。また、そこから生まれる考え方や成果物により国際的な援助潮流を主導していくべく、発信力の強化を図る。

#### ✓ 人事制度の一本化

新たな人事制度を構築し、出身組織にかかわらず個々の職員の専門性を活かし、組織の一体感を醸成する適材適所の人材配置を行う。

#### ✓ 国際的な競争力のある援助の実現

新JICAの下での日本の援助が国際的に競争力のあるものとなるよう、外務省の援助政策の企画立案機能と新JICAの援助実施機能の合理的な分担、手続の簡素化及び迅速化や援助の予測可能性の向上、間接経費の抑制などに努める。

### **② 「選択と集中」の推進と国別援助計画の整備**

#### ✓ 外務省の企画・立案における「選択と集中」の推進

外務省は、海外経済協力会議の下、外交政策に沿ってODA政策の企画・立案を行い、ODAの重点課題や重点地域・国、並びに国別・地域別の供与目標額を設定し、機動的かつ迅速に援助を活用する。かかる観点に立ち、平成19年度に引き続き、平成20年度「国際協力重点方針」を早期に策定する。また、分野別のイニシアティブが二国間の援助方針に適切に反映され、案件の実施に繋がるよう、分野別のイニシアティブのフォローアップに努める。



## ✓ 国別援助計画の整備

向こう5年間の新規策定及び改定作業に関する工程表に従い、国別援助計画対象国を35カ国まで拡充していく(平成20年3月現在23カ国について策定済み。)。平成20年度については、アンゴラ及びウガンダについて新規に策定するとともに、スリランカ、チュニジア及びニカラグアについて改定予定である。また、工程表の改定にあたっては、被援助国の開発計画の策定のタイミングについても、引き続き考慮していく。

## ✓ 案件形成・採択の迅速化

開発課題を達成するために必要な個別案件を適切なタイミングで関連性をもって実施することが重要であり、国別の事業展開計画(ローリングプラン)を用いることにより、相手国の開発政策との調和化を進め、中期的な見通しをもって案件を形成し、実施に結びつける。この観点から、現地ODAタスクフォースによる経済協力政策協議等を強化する。今後、新JICAにおける業務のあり方の検討を進める中で、外交政策上必要な案件や緊急性のある案件については、通年要望を受け付け、採択すること等を検討する。

## ③ 援助手法間の連携、「プログラム化」の推進

### ✓ 新JICAにおける案件形成過程における相乗効果の発現

新JICAにおける案件の形成・準備過程では、3つの援助手法に係る調査業務を一つの調査枠組(「協力準備調査」)に集約し、案件形成の迅速化及び3手法間の連携による相乗効果の発現に努める。

### ✓ 事業展開計画(ローリングプラン)の充実化

事業展開計画は、援助効果向上にかかるパリ宣言も踏まえつつ、途上国の開発政策に則し、予測可能性の向上した、かつ、3援助手法を一体的に活用した効果的援助を実施する観点から導入されたものである。平成20年度においては、3つの援助手法の連携という新JICAの設立効果の発現を担保する観点からも、国別の事業展開計画に盛り込まれる案件の充実化を進める。

### ✓ 優良なプログラムの充実化

新JICAの設立に向けて、プログラム化の重要性については現地ODAタスクフォースを含めODA関係者の間で着々と浸透しつつある。「優良プログラム」の認定のあり方については、ODAの案件形成に際してプログラム化を普及するとの当初の目的が達成されつつあることもあり、政策部門である外務省と実施機関である新JICAとの役割分担を整理していく議論の中で検討中である。外務省としては、事業展開計画の充実化等を通じ、援助手法間の有機的な連携を目指しつつ、優良なプログラムの形成を引き続き促していく。

#### ④ 現地ODAタスクフォースによる見直しの制度化

平成17年11月に19カ国を対象として試行的に行った見直し項目を検証し、現地ODAタスクフォースによる定期的な見直しを我が国ODAの「点検と改善」のためのメカニズムとして位置づけ、平成20年度中に政策レベルでのPDCA(Plan, Do, Check, Act)サイクルを確立する。

#### ⑤ 国際機関との連携強化

##### ✓ 国際機関に設置された「日本基金」の積極的な活用

国際機関に設置された「日本基金」の資金が、日本の援助実施主体にとってより活用しやすいものとなるよう、JICAやNGOに対して理解を促進する手段を講じる。また、「基金」運用に当たっては、外交政策との整合性を十分に確保した戦略的対応を行い、その過程で関係省庁との日常的な協議等を通じた緊密な連携を図る。

##### ✓ 現地における国際機関等との援助協調のための体制整備

新JICAの設立に向けて、現場主義に根ざした海外事務所体制を統合時点で確立することを目指す。海外事務所は、二国間協力の3つの援助手法の特徴を活かしつつ、現地国際機関等との援助協調において積極的な役割を果たすとともに、現場レベルでの連携をさらに推進する。

#### ⑥ オール・ジャパンとしての国際協力の取組の拡大

##### ✓ 官民連携を促進するための制度整備

民間企業を国際協力のパートナーと位置づけ、途上国開発にとって重要な民間投資と公的資金との連携により開発の成果を向上させ、結果として投資効果を高めるための制度・枠組みを検討する。その具体策として、現地ODAタスクフォースへの民間企業関係者の参加等について検討し、一定の結論を出す。

##### ✓ 人事交流の推進・キャリアパスの確立

外務省からNGOへのインターンとしての職員派遣やNGO職員の外務省での研修(平成19年に5名を受入れ。)等、NGOとの人的交流を促進する。また、NGO経験者を対象とした任期付職員の採用を実施し、数名程度を途上国公館の経済協力担当官として派遣する。ODA分野における外務省職員のキャリアパスを進める。

### **NGO連携タスクフォースによる提言の実現**

「ODAの点検と改善2006」を受けて、「NGOとの戦略的連携にむけた5カ年計画」を推進するため、国際協力局内に「NGO連携タスクフォース」を平成19年1月に設置し、1年にわたり検討を行ってきた。同タスクフォースは、今後取り組むべき点について提言を取り纏めた。今後、同タスクフォースはこれからの取り組みの実施につきフォローアップを行っていく。

(→タスクフォースの提言については【別添資料1】参照)

## 2. コスト縮減や業務内容の改善を通じた事業の効率化

### (1) 「点検と改善2006」以降の進展

#### ① 技術協力

##### ✓ JICA業務経費に係る包括的な効率化目標の設定

平成19年4月、第2期中期目標・中期計画(平成19年4月～平成24年3月)を策定し、包括的な効率化目標を設定した。具体的には業務経費については毎事業年度1.3%程度、一般管理費については中期目標期間の最終年度において平成18年度比年率3%程度の効率化に努めることとした。また、国家公務員に準じた人件費削減の取組を行うこととした。(中期目標・中期計画はJICAホームページに掲載：<http://www.jica.go.jp/about/index.html>)

第2期中期目標において、①効率化の取組が業務の質の低下をもたらすことのないようモニタリング手法の確立に努めること、②各事業の費用対効果を高める観点から、費用対効果の明確化のためのコスト効率性に関する定量的評価について、実効性のある評価手法の確立のために調査研究を行いその開発に取り組むこととした。具体的には、平成18年度には、我が国の行政機関や諸外国援助機関が実施するコスト効率性評価の事例収集を行い、19年度には、過去のJICA事業のコストと効果の比較、計画予算と支出実績との乖離について事例研究を実施してきている。

##### ✓ 随意契約の点検・見直しの実施

平成18年度において締結した随意契約について、JICAは点検・見直しを実施し、原則として国の随意契約の基準に合わせると共に、真にやむを得ないものを除き、遅くとも平成23年度までに全て一般競争入札等(企画競争・公募を含む)に移行することとした。具体的には、競争性のない随意契約277億円のうち、131億円(約47%)を一般競争入札等による契約に計画的に移行することとした。(これにより、競争契約を含む全契約のうち、競争性のない契約は金額で37%から17%、件数で56%から38%に減少する見込みである。)

##### ✓ JICA事業・予算の管理強化

コストの審査機能に関し、JICAにおいては積算の標準化を図るとともに、事業計画の精緻化のための事前調査の充実、実施計画書の審査体制の強化のための取組を進めた。また、一定規模以上のプロジェクトについては国際約束の締結前に計画書をJICAから提出の上、これに対する外務省の審査機能を強化した。

また研修員受入事業、青年招へい事業については個別に以下の方策を講じた。

##### ➤ 研修員受入事業

事業を効果的・効率的に実施するため、平成19年6月に外務省において、「研修

員受入事業における中期事業計画」を策定した。

開発課題別に複数の途上国から研修員を受け入れる課題別研修コースについては、平成19年度に実施された要望調査より、途上国の要望をより踏まえた形で採否を決定する方式を導入した。

➤ 青年招へい事業

平成19年度より、途上国の国造りを担う青年層の人材の専門的知見の習得を重視した「青年研修」事業に改編した。交流性の高いプログラムを廃止した結果、滞在日数も23日から18日へと短縮し、受入経費の合理化に努めた。

✓ **平成18年度財務省予算執行調査のフォローアップ**

平成18年度財務省予算執行調査の結果を踏まえ、下記のとおり対応した。

- 業務委託契約の見直し、コンサルタント委託業務の競争性向上のための見直し、技術協力研修員一人当たりの経費の削減、旅費の見直し等により、事業費の削減に努めた。
- 日本から派遣する調査団を在外事務所からの出張に切り替えること等により、技術協力プロジェクト等の事前調査の効率化を図った。

**② 有償資金協力**

✓ **円借款の迅速化**

円借款の手続の迅速化等に関する検討会の結果を踏まえ、平成19年6月、円借款の迅速化に係る具体的な取組について公表した。相手国政府の協力を得つつ、以下をはじめとする諸施策を可能なものから順次実施し、我が国として円借款プロセスの各段階の期間短縮に努めることとした。(外務省ODAホームページ参照：<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/seisaku/keitai/enshakan/kaizen070330.html/>)

- ①JICAが案件形成に関与する案件のうち、案件形成から工事等契約まで7年以上かかっているものについて、相手国政府の協力を得つつ、右期間の半減に向けて努力する。また、「地球環境・プラント活性化事業等調査」にて案件形成を実施する案件について、JBICとの連携などにより、更なる期間の短縮に努める。
- ②円借款要請から借款契約調印までの期間について既に設定している標準処理期間(9ヶ月)の遵守を更に推進し、期間内に処理できた割合を平成19年度供与分から公表する。
- ③コンサルタント及び本体工事の調達に要する期間を2年以内に短縮することを目標とする。

✓ **円借款の制度改善**

平成19年3月、円借款の積極的活用、迅速な事業実施の促進のため、円借款の制度改善に係る措置を公表した。この中には、①本邦技術活用条件(STEP)(注)を含む金利の引き下げ(0.1~0.2%ポイント)、②中進国向け金利の引き下げ(0.6%ポイント)、③

コンサルタント部分の金利の無利子近似(0.01%)化、④借款契約発効後の未貸付残高に対する年0.1%のコミットメントチャージの導入、等の措置が盛り込まれた。また、中進国に対する円借款供与可能分野の拡大等の措置を講じた。(外務省ODAホームページ参照:<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/seisaku/keitai/enshakan/kaizen070330.htm>1)

(注)平成14年7月に導入された、我が国の優れた技術やノウハウを活用し、途上国への技術移転を通じて我が国の「顔の見える援助」を促進することを目的とする円借款のタイド供与条件。

### ③ 無償資金協力

#### ✓ コミュニティ開発支援無償を活用したコスト縮減の実現

コミュニティ開発支援無償は、途上国のコミュニティの総合的能力の開発の支援を目的として平成18年度より新たに導入された無償資金協力であり、また、現地仕様の設計・施工段階における現地業者の積極的な活用により、コスト縮減効果が見込まれている。外務省としては、「ODAの点検と改善」及び「同2006」を踏まえ、本無償資金協力の積極的な活用を図り、平成19年度において本件無償資金協力の対象案件の拡大に努め、「点検と改善2006」において示された目標案件数(10件)を上回る12件を達成した。

また、平成19年度の学校建設案件においては、平均で約30%以上のコスト縮減を行える見込みであり、これまでに示したコスト縮減目標を達成できると考えられる。

#### ✓ 外部の知見を活用したコスト縮減・効率化の検討

「ODAの点検と改善2006」を受けて、コスト縮減・効率化に係る検討を進めるため、外務省国際協力局とJICA無償資金協力部の間でタスクフォースを立ち上げ、施工業者・コンサルタント業界・有識者・NGO等の関係者より意見を聴取するとともに、無償資金協力実施適正会議においても知見の吸収に努めた。この成果は、後述する「ODAコスト総合改善プログラム」の策定の検討基盤となった。

#### ✓ 入札における競争性向上のための取組

入札に、より多くの者が参加できるような仕組みを整え、競争性を向上させることは引き続き重要であり、①入札期間の延長、②入札事前資格審査(PQ: Pre Qualification)基準の緩和促進、③機材供与に関する契約の細分化、④中小企業の入札参加を促進するためのJICAによる説明会の開催、⑤入札関連情報のより広範な提供等の措置を推進してきた。



## **(2) 今後の取組**

### **① 技術協力**

#### **✓ JICA業務経費の効率化方針**

第2期中期目標・中期計画において設定された包括的な効率化目標を着実に実現する。その上で、平成20年10月の新JICA設立に向け、技術協力、有償資金協力、無償資金協力という3援手法の業務面の一体化・簡素化、組織面の一体化、人事・給与制度の一本化等を進めつつ、組織・業務の効率化を図る。その中で、個別案件の監理における政府と実施機関の役割の重複の整理といった個別の課題について検討を進める。

また、独立行政法人の整理合理化計画を踏まえ、民間競争入札に関し今後以下の取組を進める。

- 海外移住資料館の管理・運營業務について、我が国政府による移住者・日系人支援事業に関する調査及び知識の普及の拠点としての位置付けに留意し、そのために必要な業務遂行能力を勘案しつつ、民間競争入札を平成21年度から実施する。
- 国際協力人材センターの業務について、平成20年度に実施する企画競争入札による民間委託の状況も踏まえ、平成21年度から民間競争入札を実施する。

#### **✓ 新JICAの海外事務所の本体化**

平成19年度財務省予算執行調査の結果も踏まえ、JICA及びJBICの在外事務所について、1つの国に両機関が事務所を設置している19カ国においては、統合に際して事務所を一本化する。

### **② 有償資金協力**

#### **✓ 有償資金協力勘定の活用による効率的な調査の実施**

有償資金協力と関連性を有する各種調査等を、新JICAの有償資金協力勘定の一部を活用して実施し、案件形成の効率化・迅速化等を追求する。

### **③ 無償資金協力**

#### **✓ 新JICA発足に伴う新たな無償資金協力制度の整備**

無償資金協力事業実施の一部がJICAに移管されることを踏まえ、技術協力、有償資金協力、無償資金協力の3つのスキームそれぞれの援手法の特徴を十分活かした案件形成や事業実施を一層促進する。この新しい制度の下で、JICAに移管されることとなる無償実施業務については、迅速な実施決定、最適な工期・納期設定の確保と、これに伴うコスト縮減を目指す。従来は、閣議で決定される供与限度額と、入札により確定する契約額との差額等が、毎年一定の不用額として生じていたが、今後、この残余额は次年度の事業に充てることが可能となった。早急に制度の細部について詰め具体化する。



✓ **無償資金協力事業への参加者拡大へ向けた制度整備**

無償資金協力の入札への参加拡大を図り、無償事業の競争性と透明性の一層の向上を目指す。入札参加業者のインセンティブを高める観点からも、上述の工期設定の柔軟化に加え、設計変更手続の簡素化、標準契約書式の見直し、天災や大幅な物価変動といった予め想定できない事態に対する対応の最適化等、制度改革に係る検討を進める。

✓ **案件発掘・形成から案件決定・実施までのスピードアップ**

無償資金協力についても、3つの援助手法を集約する調査の枠組（「協力準備調査」）の活用等を通じて、案件発掘・形成のスピードアップを図る。更に、無償資金協力に関するプロセス全体のレビューを行い、案件の発掘・形成から、先方政府の要請、事前調査、案件の決定・実施に至るまで、プロセス全体のスピードアップを目指す。

### **「ODAコスト総合改善プログラム」**

外務省では、これまでもODAの質の改善を進める中で、国民に理解され、支持される効果的なODAを追求してきた。そのための具体的施策を、「ODAの点検と改善～より質の高いODAを目指して～」及び「同2006」において発表し、戦略性の強化、効率性の向上、チェック機能の強化を軸に諸施策を着実に実施してきた。

今般、従来から推進してきたODA事業における効率性向上とコスト縮減策に加えて、新たに「ODAコスト総合改善プログラム」を策定した。このプログラムでは、質とコストの両面からODA事業のプロセスを見直した上で、「施設案件事業について、平成20年度から5年間で、平成19年度の標準的なODA事業と比較して15%程度の総合コスト縮減率を目指す。」とのコスト縮減に向けた数値目標を設定することとした。

新JICAの設立を控え、ODAに対する一層の理解・支持を得ていくべく、外務省は引き続きODAの質の改善に取り組んでいく。

(→本プログラムについては【別添資料2】参照)

### 3. チェック体制の拡充と国民理解の促進

#### (1) 「点検と改善2006」以降の進展

##### ① 評価

##### ✓ 政策レベル評価のフォローアップ

平成19年9月、「ODA評価有識者会議」に対し、平成17年度の政策レベルODA第三者評価の提言に対するフォローアップ状況をとりまとめた上で報告し、その内容を「経済協力評価報告書」2007年度版に掲載した。また、平成18年度の提言については、対応策を「ODA評価内部検討会議」において確定し、「ODA評価有識者会議」の承認を得た上で、省内関係部局及び在外公館にフォローアップを指示した。(外務省ODAホームページ：<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shiryo/hyouka/hyoka07/index.html>)

##### ✓ 無償資金協力のプロジェクト・レベル事後評価のフォローアップ

平成19年度において、平成15年に完了した一般プロジェクト無償及び水産無償案件全案件を含む98件について、第三者の視点を入れたプロジェクト・レベル事後評価を実施した。また、外部評価者によるセクター・地域別のプロジェクト・レベル事後評価を17件実施した。なお、平成18年度に実施した無償資金協力のプロジェクト・レベル事後評価において評価の低かった案件について、その原因分析及び再発防止策を検討している。検討結果は今後の無償資金協力候補案件選定及び実施に活かしていく予定。

##### ✓ 開発途上国の評価能力の強化に向けた取組の実施

平成19年11月、クアラルンプールにおいて第7回ODA評価ワークショップを開催した(マレーシア政府、JICA、JBICとの共催。)。援助効果向上に向けたODA評価の重要性につき、アジア各国及び援助関連国際機関関係者を交えて意見交換を行った。マレーシア国内において同国関係者が我が国の経済協力の評価を実施したものが、上記ワークショップの際に発表された。(外務省ODAホームページ：[http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/kaikaku/hyoka/oda\\_ws7\\_i.html](http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/kaikaku/hyoka/oda_ws7_i.html))

##### ✓ 新JICA設立に向けた評価制度の集約

プログラム・レベルの評価の内、外務省・実施機関間で評価対象の重複が見られたセクター別評価(注:援助政策のイニシアティブ等に関するものについては含まず)については、基本的に新JICAに一元化することとした。

##### ✓ 研修員受入事業

課題別研修について、各研修コースが途上国のニーズや我が国外交政策に合致しているのか、途上国の人材育成の観点から具体的な研修成果が上がっているのか等につ

いて、客観的な検証を通じて事業の改善を行っていくことを目的として、平成19年度において、JICA内に、外部の有識者で構成される「課題別研修第三者検証委員会」を設置し、委員会の検証結果を研修コースの改廃に反映させる仕組みを導入した。

## ② 適正なODA事業の実施

### ✓ 日本のODA事業における大規模事故の再発防止策の検討

ベトナムにおける我が国円借款事業である「カントー橋建設計画」の建設現場において橋桁崩落事故が発生したことを受けて、今後の円借款事業に係る案件監理の改善点や同種事故の再発防止策等を検討していくために、「カントー橋崩落事故再発防止検討会議」を立ち上げた。また、我が国のODA案件における累次の事故の再発防止策を、国内公共事業や国際機関が実施するODA案件の事例を参考にしつつ検討中である。

## ③ 国民理解の促進

### ✓ 民間モニター参加者の高校生枠の設定

平成11年度から開始されたODA民間モニター事業は、一般国民が援助の現場を訪問しODA案件を視察することで、ODAに対する理解の深化を図る事業である。平成19年度より新たに高校生の参加枠を設定し、参加層の拡大と開発教育への相乗効果を図った。(平成19年度派遣において、高校生枠を設けたのは6グループ中1グループ(カンボジア派遣。これとは別に従来より教員枠を設けており、平成19年度は19名が参加した。)

### ✓ 「グローバル・フェスタ JAPAN」への企業協賛の呼びかけ

毎年「国際協力の日」(10月6日)にあわせて開催してきている「グローバル・フェスタ JAPAN」について、平成19年度は初めての試みとして民間企業の協賛を得て、国際協力に取り組む企業ブースの展示やアトラクションを通じて、日本の国際協力が民間企業の活動にも支えられていることを紹介した。

### ✓ 国内の地方自治体への働きかけ

幅広い国民理解の普及の観点から、地方自治体レベルでの取組を進め、ODA出前講座を積極的に実施した(平成18年度の14回から平成19年度は19回(平成20年2月末現在)に増加。)。また、地方との連携を進める外務省の取組の中で、平成19年5月に行われた外交政策説明会において、地方自治体からの参加者に対してODA政策の説明を行った。

## **(2) 今後の取組**

### **① 評価**

#### **✓ 援助の上位概念に対する評価の充実**

戦略的なODA実施のため、ODA大綱や中期政策をはじめとする我が国の援助の基本政策に基づく援助実施状況やその効果の検証を引き続き実施する。また、援助が我が国の外交政策や二国間関係に与えた影響についての評価の方法につき検討する。

#### **✓ 新JICA設立に向けたモニタリング・評価体制の確立**

新JICA設立後、3つの援助手法のプロジェクト・レベル評価を基本的に新JICAに一元化する。その前提で、統合的なモニタリング・評価体制を検討する。無償資金協力の実施業務の新JICAへの移管に伴い、無償資金協力のプロジェクト・レベル事後評価についても、実施機関である新JICAが適切に実施する。

#### **✓ 国際機関への拠出に関する評価の実施**

現在我が国が国際機関に対して拠出した資金によって実施される事業については、拠出先国際機関との政策協議やプロジェクトの現地視察、「国際機関等への拠出金・出資金等に関する報告書」の作成により、評価・フォローアップを実施している。これらの取組に加え、「政府開発援助に関する第三者評価」においても、国別・重点課題別評価の中で、国際機関を活用した援助の有効性についても可能な限り評価していくべく、有識者委員との間で調整していく。

### **② 適正なODA事業の実施**

#### **✓ 不正行為を行った企業等に対する措置規程の統合**

新JICA設立に向け、新JICAが実施する3つの援助手法間で整合性のある基準を改めて整理するとともに、その周知策を引き続き検討する。

#### **✓ 新JICAの下での環境社会配慮ガイドラインの一本化**

新JICAの設立を機に、環境社会配慮ガイドラインを一本化する。そのため、学識経験者、NGO、民間企業等の関係者を含めて設置された有識者委員会から助言を得るとともに、パブリック・コメント等を募集する予定。

### **③ 国民理解の促進**

#### **✓ 「開発教育／国際理解教育コンクール」の入賞作品の活用促進**

開発教育は、開発問題を巡る諸課題に関する子供達の関心を高め、その解決に向けて参加する姿勢と能力を養うための教育活動であるところ、この一環として平成16年度より

「開発教育／国際理解教育コンクール」を実施し、映像素材・教材・実践授業の部門での顕著な取組を表彰してきている。今後、このコンクールでの入賞作品を実際の開発教育の場で活用する機会の拡大を図っていく。(これまでの入賞作品については外務省ODAホームページ参照：<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/edu/contest.html>)

✓ **ODAホームページの改善**

国民理解の普及のための有効なツールとして、利用者の目線に立った外務省ODAホームページの改善を進める。

✓ **ODA広報TV番組放送の拡大**

これまで首都圏に限られていたODA広報TV番組の放送地域を地方にも拡大し、ODAに対する国民理解の促進を図る。

✓ **報道関係者の現地視察機会の提供**

我が国の報道関係者に対し、ニーズに応じてODA案件の現地視察の機会をアレンジする。

## NGO連携タスクフォース (取りまとめ)

平成20年1月  
国際協力局

### 1. 背景

- (1)平成18年8月に、ODAの実施における政府とNGOの補完関係を強化すべく、NGOが参加可能なODA事業の飛躍的な増大を目指す一方、NGOによるODA事業実施に必要とされる実践的能力向上のための施策を強化するため、「NGOとの戦略的連携にむけた5カ年計画」(以下、「5カ年計画」)を策定した。
- (2)「ODAの点検と改善2006」にも言及しているとおり、「5カ年計画」を推進するため、国際協力局内に「NGO連携タスクフォース」を昨年1月に設置し1年にわたり検討を行ってきた。同タスクフォースは、今後取り組むべき点として下記2. のとおり取り纏めた。今後、同タスクフォースはこれからの取り組みの実施につきフォローアップを行っていく。

### 2. 今後の取り組み

#### (1)NGOの能力強化、広報分野における連携強化

##### (イ)能力強化

- ▶「5カ年計画」における海外実施研修等による能力強化策を平成20年度より一層推進する。
- ▶日本のNGOの課題の一つである財政基盤強化のため、企業のCSRとNGOの連携強化に向けた企画を「NGO研究会」等の場を活用し実施する。
- ▶海外の有力なNGOと日本のNGOとの連携強化を図るとともに、外交の裾野を拡大すると  
の観点から、「海外NGOとの共同セミナー」などを開催する。

##### (ロ)広報分野における連携強化

- ▶JICAの国内機関(13の国際センター)とNGO相談員<sup>(注)</sup>等が連携し、ODAを含む国際協力活動に関する広報を推進する。
- ▶グローバル・フェスタ(東京)及びワン・ワールド・フェスタ(大阪)等、各都市で行われるイベントを活用し、NGOと連携した広報を推進する。
- ▶NGO相談員と連携したODA出前講座や一時帰国中の日本の大使による講演会等を実施する。

(注:NGO相談員は、NGOや国民からの国際協力等に関する照会に応じる相談員制度で、現在、17の団体に委嘱。)



## (2) NGOが参加可能なODA事業の拡充

➤ NGOは草の根レベルでのサービス提供事業に強みを有しているところ、コミュニティ開発支援無償をはじめとするプロジェクト型無償資金協力等へのNGOの参加を積極的に求める。

- 平成19年度より導入されたNGO等とJICAとの新たな共同事業である「民間提案型プロジェクト形成調査」により、NGOの技術協力プロジェクトへの参画を積極的に促進する。
- 被援助国より提案のあった技術協力プロジェクトについてNGOへの参入を促進する。
- 日本NGO連携無償を活用するNGOは限られているところ、同無償の活用につき広報に努める。

## (3) 国際機関とNGOの事業連携の促進

➤ 平成18年5月より南部スーダンにおいて、JPF(ジャパン・プラットフォーム)<sup>(注)</sup>傘下のNGOが日本のODA資金を活用して事業を展開し、国際機関との事業連携を実施中。このような事例を増やし、日本のNGOの国際社会における認知度と国際競争力を高めるための支援を行う。

(注: JPF(ジャパン・プラットフォーム)は、2000年8月、日本のNGOが大規模災害等に迅速に対応するため、NGO、政府、経済界の協力により設立されたNPO法人。)

➤ 日本が拠出している国際機関の基金の日本のNGOによる活用を図るべく、事業申請のための公開可能なデータベースを構築、事業申請のためのセミナーを開催。

# ODAコスト総合改善プログラム

## 1. 「ODAコスト総合改善プログラム」の背景と目的

外務省では、これまでもODAの質の改善を進める中で、国民に理解され、支持される効果的なODAを追求してきた。そのための具体的施策を、「ODAの点検と改善～より質の高いODAを目指して～」及び「同2006年版」において発表し、戦略性の強化、効率性の向上、チェック機能の強化を軸に諸施策を着実に実施してきた。

このたび独立行政法人国際協力機構法の一部を改正する法律が成立し、平成20年10月に、国際協力機構(JICA)は、技術協力、有償資金協力及び無償資金協力を一元的に扱う総合的なODA実施機関として生まれ変わる事となる。その一方で、厳しい財政事情の下で、ODA事業を効率的に実施し、効果を最大にしていく努力が一層重要となっている。

このような現状を踏まえて総合的な視点に立ち、質とコストの両面からODA事業のプロセスを見直した上で、従来から推進してきた効率性向上とコスト縮減策に加えて、新たに「ODAコスト総合改善プログラム」を策定した。プログラムにおいては、コスト構造改善のための諸施策を定めるとともに数値目標を設定した。これら諸施策を以下5. に詳述したが、その中には直ちに実施できる施策のみではなく、今後さらなる検討や試行を行った上で、効果を見極めつつ、必要に応じ変更し、実施に移行する施策を含んでいる。

## 2. 「ODAコスト総合改善プログラム」作成にあたっての基本的な視点

### (1) 総合的な視点に立った諸施策

従来から推進してきたODA事業における効率性向上とコスト縮減策においては、主に工事コストの縮減と、事業者の競争性向上による調達コストの縮減が図られてきた。今次の「プログラム」策定にあたっては、総合的な視点に立って、質とコストの両面からODA事業のプロセスを見直すこととし、「総合コスト縮減」の考え方を導入した。案件形成・計画の段階からの見直しを行うことにより、計画・設計・積算の最適化、事業の迅速化によるコスト削減、施設の長寿命化によるライフサイクルコストの低減をも含めるような総合的な視点に立ったコスト縮減が図られることとなる。

### (2) 数値目標の設定

ODAに対する国民の一層の支持と理解を得るため、国民へのわかりやすさの観点も踏まえ、「総合コスト縮減率」の数値目標を設定することとした。この「プログラム」で示された施策のうちには、その効果が得られるまでに時間を要するものもあるが、これら具体的施策が実現して、その効果が発現した時点での期待値として、以下の数値を含む目標を定めた。

施設案件事業について、平成20年度から5年間で、平成19年度の標準的なODA事業と比較して15%程度の総合コスト縮減率を目指す。

なお、すべてのODA事業において質の改善と効率性向上が図られるべきは言うまでも無いが、この「プログラム」においては、コスト縮減の効果を数値で計測することが可能な案件を対象とした。

### (3) 機能・品質の確保

「ODAコスト総合改善プログラム」においては、質とコストの両方の観点を重視した。各々の事業の目的に鑑みて、相手国・裨益者のニーズや我が国の支援として相応しいかを見極めつつ、必要な機能と品質を確保することを重視する。特に、施設の安全性、耐久性、利便性、環境面等の所要の基本性能を満足させることを目指した。

### (4) 公正性・透明性の確保

「ODAコスト総合改善プログラム」においては、競争性向上を通じたコスト縮減を目指すとともに、ODA事業の公正性・透明性を確保するため、今後とも、不正行為排除の徹底を図り、また、今後とも、透明性が高い入札制度を目指す。

## 3. プログラムの対象範囲

「ODAコスト総合改善プログラム」は、我が国より途上国に対して資金供与されるODA事業のうち、建設や土木事業等の施設案件を対象とした。これらはコスト縮減効果を数値で計測することが比較的容易な事業である。他方、財政支援型の事業、人材育成事業等は対象とせず、また国際機関への出資や拠出あるいは技術協力事業は対象とならない。無償資金協力と有償資金協力のそれぞれのスキームの特徴に応じて、以下の通りに「プログラム」を適用する。

### (1) 無償資金協力

無償資金協力は、開発途上国の経済社会開発のための計画に必要な施設、資機材及び役務を調達するために必要な資金を贈与するものである。原則的に資金供与の形態をとり、事業の実施主体は被援助国政府(機関)又は国際機関等であるが、我が国が資金供与を決定するにあたっては、相手国の開発計画、裨益者のニーズや我が国の支援として相応しいか等を総合的に判断することとしている。

これら無償資金協力事業の中で、施設案件を「プログラム」の対象範囲とした。具体的には、一般プロジェクト無償、水産無償、コミュニティ開発支援無償、テロ対策等治安無償、防災・災害復興支援無償、一般文化無償に属する施設案件事業が該当する。今後は、「プログラム」の考え方を踏まえ、無償資金協力事業を進めているかにつきフォローする。

### (2) 有償資金協力

円借款については、JICAが案件形成段階においてフィージビリティスタディー(F/

S)作成に關与する円借款事業を「プログラム」の対象範囲とした。JICA以外がF/S作成に關与する円借款事業のほか、円借款供与時にサブプロジェクトが特定できないセクターローン及びツーステップローン、政策制度支援、国際収支支援、一般財政支援等のためのノンプロジェクト借款については、「プログラム」の対象外となる。今後は、円借款供与の検討過程において、「プログラム」の考え方が踏まえられているかについても、フォローしていくことになる。

#### 4. フォローアップ

「ODAコスト総合改善プログラム」の実施状況を適切にフォローアップし、具体的施策の着実な推進を図ることとする。

フォローアップにあたっては、毎年度、以下5. に示した各施策の実施状況を確認し、コスト構造改善の達成度を検証する。また、「総合コスト縮減率」の数値目標に照らして、これら各施策への取り組みによるコスト縮減の結果を評価する。これらの結果については、翌年度の前半に公表するとともに、達成度の検証及び評価を踏まえ、本プログラムに掲げる目標達成に向け、「5. 具体的施策」を見直す。

#### 5. 具体的施策

##### (1) 無償資金協力

###### ① 計画段階に関する再検討

従来から案件の計画段階においては、適正な仕様・規模が設定されるよう、必要以上に過大な計画となっていないか、裨益者に対する効果が高く、我が国のODAプロジェクトとしてコスト効率的であるか等の観点から厳しく検討を重ねてきている。今次「プログラム」においては、さらに以下のような諸施策に留意して、計画段階のプロセスに再検討を加えることとする。

##### (イ) 3援助手法の連携を通じた最適計画の策定

新JICAが3つの援助手法(技術協力、有償、無償)を一元的に実施する総合的な援助機関となることを踏まえ、今後の案件形成にあたっては、途上国の需要に的確に対応し、それぞれの援助手法の特長を十分活かして連携させつつ、効果が高くかつコスト効率的な最適計画を策定する。

##### (ロ) 附帯的施設の再検討

案件の計画段階において、特に附帯的施設については、その規模や規格について再検討を行うとともに、場合によっては先方負担事項とすること等の計画見直しを通じてコスト削減を行う。

(ハ) 適切な工期の設定

案件完成までの適切な工期を定めることにより、効率的な施工計画が可能となり、事業に投入するための機材や資材が効率的に利用され、また人件費を押さえることを目指す。

(二) 適正な案件規模

施設の規模や機能の検討にあたっては、効果が高くかつコスト効率的な施設とするとの観点から最適計画を定める。また適正な案件規模を定めることにより、効率的な事業計画が可能となることを目指す。

② 設計手法の再検討

各案件の設計を実施する際には、従来以上に仕様・設備の合理化を徹底すると共に、設計や施工において新しい考え方を柔軟に取り入れるべく検討をすすめることとする。

(イ) 仕様・設備の合理化の徹底

施設の仕上げや内装、特に附帯的施設の仕様については、更なる合理化を図ることによってコスト削減を目指す。

(ロ) 構造(設計の考え方)の再検討

施設設計の際に、現地仕様や現地基準の設計思想を必要に応じて取り入れることにより、コスト削減を目指す。

(ハ) 業者からの提案制度の導入

施工方法・計画の工夫や新技術導入によるコスト削減を目指し、業者よりの提案を促進し導入するような枠組みを検討する。

(ニ) ライフサイクルコスト(LCC)の考え方の導入

LCCの考え方を導入し、施設や機材の長寿命化・延命化等についても考慮した案件形成を行う。耐用年数が長く、維持管理コストの低い建築資材や舗装材の利用、耐用年数の長い機材の導入、LCCの低い井戸・給水案件の計画等をすすめる。

③ 積算の最適化(積算審査の強化)

従来から、積算審査にあたっては、コンサルタントによる積算を適切にチェックするとともに必要に応じて助言を行うことにより、コスト削減・効率化を図ってきた。

今後さらに、近隣国や同分野他案件との比較、独自の現地調査等を通じて、必要な費用については計上する一方で無駄を省くとの観点から、積算の妥当性を吟味し適切に判断する体制を充実させる。

#### ④ 案件発掘から実施までのスピードアップ

3つの援助手法を集約する調査(「協力準備調査(仮称)」)の活用を通じて、案件発掘・形成の迅速化を図るとともに、無償資金協力のプロセス全体のレビューを行い、案件の発掘・形成から、先方政府の要請、事前調査、案件の決定・実施に至るまでプロセス全体のスピードアップを目指す。これにより、事業便益の早期発現と共に、適切な工期の確保による経費軽減効果を期待する。

##### (イ) 事業便益の早期発現のコスト換算

プロセス全体のスピードアップにより、事業が完成するまでの期間が短縮されることとなる。事業便益が算出可能な案件については、この期間短縮による便益の早期発現分をコスト換算する。

##### (ロ) 適切な工期の確保による経費軽減

新JICA発足後は、新制度の下、各々の事業に関し、最適な工期と日程の確保が可能となり、これに伴う効率的な施工計画並びにコスト縮減効果が期待されることとなる。また工事の進め方や工法の工夫により工期見直しが実現する場合には、その分のコスト縮減効果も得られることとなる。

#### ⑤ 入札の競争性向上

以下の諸施策は、適切な競争を確保・促進することによって、間接的にコスト縮減の効果が期待できるものである。

##### (イ) 入札参加促進策

競争を通じたコスト削減を目指し、入札参加者の増加に一層努めることとする。これまで行ってきた、入札公示の広報拡大(同公示の和文併記、JICAホームページへの入札公示内容掲載)、新規参入業者発掘のための企業説明会開催等の対応に加えて、更なる広報や説明会の充実に努める。また特に、機材案件においては、更に積極的に案件の分割(ロット分け)を進め、中小業者等への参入機会の拡大を図る。

##### (ロ) 入札事前資格審査(PQ)基準の見直し

入札事前資格審査(PQ)基準を見直すことによって、より多くの業者に対する事業参加機会を拡大し、競争性の向上に努める。

##### (ハ) 不落随契への対応

不落随契の数を減少させるために必要な施策を取り進める。これとの関連で、1者入札の際の対応見直しについても(PQ基準を見直して改めて入札を行うことを含め)検討をすすめる。

##### (ニ) 予測を超える事態等への対応

物価の大幅な変動、治安状況の極度の悪化、自然災害等が我が国国内以上に生じやすい途上国において、無償資金協力事業受注企業が抱え得るリスクに適切に対応することにより、入札への参加者数の拡大を図る。

## (2) 有償資金協力

円借款については、開発途上国にとって対外債務となることから事業主である当該国政府のコスト意識が非常に高く、円借款要請に先立つ財政当局によるチェック、開発途上国の調達法等に沿った入札及びコスト管理、開発途上国の会計検査等を通じ、開発途上国において慎重なコスト管理が行われている。

円借款事業のコストについては、一般アンタイドの下で行われる国際競争入札を通じて競争原理が働く仕組みになっており、従来より、検討準備、審査、調達管理の各段階においても適切に管理されてきた。今次「プログラム」においては、更に以下のような諸施策に留意して、コスト管理を強化することとする。

### ① 計画段階に関する再検討

#### (イ) JICAのF/Sにおける最適計画の策定

技協、有償、無償の3つの援助スキームを一元的に実施する新JICAにおいては、円借款候補案件の発掘形成のためのF/S作成支援強化が見込まれており、そのF/Sにおいて、施工方法、施工技術、契約方式等の観点から標準的な実施計画とコスト削減の可能性のある代替計画案を比較・検討しつつ、事業費を含めて最も効率的な最適計画を策定する。

##### (a) 施工方法に係る最適化

標準的な施工方法と、工期短縮等によりコスト削減の可能性のある施工方法を比較・検討する。

##### (b) 施工技術に係る最適化

標準的な施工技術と、コスト削減の可能性のある先進的な施工技術を比較・検討する。

##### (c) 契約方式に係る最適化

標準的な契約方式と、コスト削減の可能性のある他の契約方式を比較・検討する。

#### (ロ) 附帯的施設の再検討

円借款支援事業の計画段階において、特に附帯的施設については、その規模や規格について再検討を行うとともに、場合によっては先方負担による事業実施とすること等の計画見直しを通じてコスト削減を図る。

#### (ハ) 事業計画の一部見直し

円借款支援事業の規模や機能の検討にあたって、事業計画の一部見直しによ



り、効率的な事業計画が可能となることを目指す。

(二) 適正な工期設定

円借款支援事業の完成まで適正な工期を設定することにより、効率的な施工計画が可能となり、機材や資材の効率的な利用を促すとともに、人件費を抑えることを目指す。また、調達ロットについても、入札による競争原理を通じたコスト削減を図るためのロット分けの方法について開発途上国の事業実施機関との間で検討する。

② 案件形成から実施までのスピードアップ

円借款については、2007年6月に日本政府により公表された「円借款の迅速化について」に掲げられた施策を実施することにより、JICAが案件形成に関与する案件のうち案件形成から本体工事等契約まで7年以上かかっているものについて、先方政府の協力を得つつ、右期間を半減することを目指している。同期間が短縮されることによって、開発効果の早期発現を図るとともに、円借款契約調印時点からの物価上昇分の事業費削減を図る。

2007年3月に日本政府から公表された「円借款の制度改善」によって、借款契約発効後の未貸付残高に対するコミットメントチャージが導入されて、本体工事等契約以降についても早期実施のインセンティブが生まれた。これにより、開発効果の早期発現を図るとともに、物価上昇分の事業費削減を図る。

(イ) 案件形成のスピードアップ

円借款候補案件形成を目的とする JICA の F/S については迅速な検討等を行う。また、F/S の調査内容については特に円借款候補案件の形成及び審査に必要なものに絞り込むことにより、F/S 調査期間の短縮化を図る。更に、JICA 内部における業務フローの見直しを早急に行い、実施決定から F/S 開始までの期間を短縮することに努め、開発効果の早期発現につなげるとともに、物価上昇分のコスト削減を図る。

(ロ) 円借款要請から L/A 調印までのスピードアップ

円借款要請から L/A 調印までの手続きを迅速化する施策の一環として、標準処理期間（9 ヶ月）以内の遵守を推進する。また、可能な場合には、F/S 完了前から円借款の要請に係る借入国の検討を補助するほか、先方政府に早期要請の働きかけを行い、F/S 完了前に要請を受領することにより、迅速な審査の実施に努めることにより、開発効果の早期発現につなげるとともに、物価上昇分のコスト削減を図る。

(ハ) L/A 調印から事業実施までのスピードアップ

L/A 調印からコンサルタント及び本体工事の調達に要する期間を 2 年以内に短縮すべく、借入国におけるコンサルタント選定等を支援するため、専門家・調査員派遣等を拡充するほか、借入国の実施能力・経験等を勘案しつつ、円借款における調達手続きの簡素化を引き続き進めることで、開発効果の早期発現

につなげるとともに、物価上昇分のコスト削減を図る。また、2007 年度にインドに初めて導入したが、従来毎年度一回を原則としている円借款検討手続きを年 2 回とするプロセス二重化を、必要に応じその他の国にも導入し、円借款供与までの待ち時間を短縮することで、開発効果の早期発現につなげるとともに、物価上昇分のコスト削減を図る。

## (二) コミットメントチャージの導入

円借款支援事業の円滑で効率的な実施を開発途上国に促すために、2007 年 10 月 1 日以降に事前通報が行われる案件を対象として、円借款契約発効後の未貸付残高に対して年 0.1 %のコミットメントチャージを課すことで、開発効果の早期発現につなげるとともに物価上昇分のコスト削減を図る。

円借款支援事業の完成まで適正な工期を設定することにより、効率的な施工計画が可能となり、機材や資材の効率的な利用を促すとともに、人件費を抑えることを目指す。また、調達ロットについても、入札による競争原理を通じたコスト削減を図るためのロット分けの方法について開発途上国の事業実施機関との間で検討する。